

POPs 規則附属書 I にデクロランプラスを追加する 改正案について意見募集を実施



欧州委員会は、POPs 規則 2019/1021 附属書 I にデクロランプラスを追加する改正案について、2024 年 6 月 26 日から 7 月 24 日までの間、意見募集を実施しました。

今回の改正案は、POPs 規則附属書 I にデクロランプラスを追加し、デクロランプラスを 1mg/kg(0.0001wt%)を超えて含有する物質、混合物、成形品の製造、上市、使用を禁止する内容となっています。

ただし、以下の用途については、上市、使用が認められます。

- 航空宇宙および防衛、医用画像、放射線治療装置および設備:2030 年 2 月 26 日まで
- 自動車、船舶、園芸・林業機械、航空宇宙および防衛、医用画像、放射線治療装置および設備のスペアパーツ:耐用年数の終了または 2043 年 12 月 31 日のいずれか早い日まで
- 上記の適用除外が失効する日以前に EU 域内で使用されているデクロランプラスを含有する成形品は、引き続き使用可能
- デクロランプラスを含有し、2043 年 12 月 31 日以前に EU 域内で製造または EU 域内に輸入された航空宇宙および防衛用途のスペアパーツは、上市および使用可能

この改正規則は、2025 年 2 月 26 日より適用される予定です。

当社では、製品分析について豊富な経験や実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2024 年 6 月 26 日付 欧州委員会(英文)

有機分析箇所 金井佑生

